

※この法令は廃止されています。
昭和二十七年農林省令第三十九号

主要農作物種子法施行規則

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第三百三十一号）第三条第二項及び第五条の規定に基き、主要農作物種子法施行規則を次のように定める。

（指定種子生産ほ場等の指定申請）

第一条 主要農作物種子法（以下「法」という。）第三条第一項又は第七条第二項の指定を受けようとする者は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる期日までに、別記第一号様式による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

区分	期日
稲	毎年二月末
春まきの大麦、はだか麦及び小麦	日
大豆	日
大麦、はだか麦及び小麦（これらのうち春まきのものを除く。）	毎年八月三十一日

（証明書の様式）

第二条 法第五条（法第七条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）のほ場審査証明書の様式は、別記第二号様式のとおりとし、法第五条の生産物審査証明書の様式は、別記第三号様式又は第四号様式のいずれかのとおりとする。

附則 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十八年五月二一日農林省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十一年一月一九日農林省令第五九号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十三年一月二二三日農林省令第六一号）

この省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附則（昭和三十五年六月二二九日農林省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十四年六月二三日農林水産省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十七年四月九日農林水産省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十九年五月二四日農林水産省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年八月二四日農林水産省令第四二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年六月一〇日農林水産省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年六月六日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月二二日農林水産省令第一八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年一月三二日農林水産省令第五号）抄

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一二年一月三二日農林水産省令第五号）抄

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

別記第一号様式（第一条関係）

別記第一号様式（第一条関係）
指定種子生産ほ場（指定産種地、指定産種地）指定申請書

申請者 住所
氏名（個人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

指定種子生産ほ場（指定産種地）の所在地（以下「ほ場」という。）の指定による指定種子生産ほ場（指定産種地）は、指定産種地（指定産種地）の指定を受けたいので、関係法令（関係法令）に基づいて申請する旨（関係法令）の規定により申請する。

記
1. 指定を受けようとするほ場の所在地及び面積並びに指定ほ場において生産しようとする指定種子の種々の種類及び品種の名称

番号	所在地	指定産種地	生産しようとする指定種子の種類及び品種の名称	指定面積
1.				
2.				
3.				
4.				
5.				

備考
(1) 申請書は五部提出すること。
(2) 1に属する事項は、ほ場1枚ごとに記載し、併せては、ほ場まで記入し、併せて、関係法令によるものとする。
(3) 3の指定産種地の面積に関する事項については、指定産種地の面積について関係の面積及び指定面積を記載し、指定面積の合計を記載すること。
(4) 5の指定産種地は、申請書の提出を受けて指定産種地の種子を生産する者である者（以下「生産者」という。）の指定を受けたい旨を記載すること。
(5) 氏名を記載する場においては、押印を捺印することとする。
(6) 指定産種地による申請書については、関係法令の規定によることとする。関係法令、関係法令その他の関係法令により定められた事項を記載したデータその他の関係法令に準ずる事項による事項を併せても差し支えない。

別記第二号様式（第二条関係）

別記第二号様式（第二条関係）
ほ場審査申請書

審査請求者 住所
氏名（個人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

審査対象地 印

下記の指定種子生産ほ場（指定産種地、指定産種地）において生産される指定産種地の種子（以下「指定産種地」）は、指定産種地（指定産種地）に基づいて指定産種地（指定産種地）の指定を受けたいので、関係法令（関係法令）に基づいて申請する旨（関係法令）の規定により申請する。

記
1. 指定産種地の種々の種類及び品種の名称

番号	所在地	指定産種地	生産しようとする指定種子の種類及び品種の名称	指定面積
1.				
2.				
3.				
4.				
5.				

備考
この申請書は、ほ場審査終了した後、審査請求者ごとく併せて交付する。

別記第三号様式（第二条関係）

別記第三号様式（第二条関係）
審査（関係の人員）
審査（関係の人員）
審査（関係の人員）

審査（関係の人員）
審査（関係の人員）
審査（関係の人員）

備考
(1) 審査の番号欄の記載については、各審査対象地の交付するこの審査書の枚数に応じて連番を付すること。
(2) 審査の内容欄の記載については、一検査（指定種子生産ほ場）において生産される種子をい「1」、関係法令の面積を記載すること。

別記第4号様式(第2条関係)
労働者健康福祉計画(第2条関係)の作成報告書

届出番号	
届出年月日	
届出機関	
届出者	
届出理由	
届出場所	
届出期間	
届出回数	
届出回数	
届出回数	

備考
記載上の注意は、第3号様式(第2条関係)に準ずる。